

令和6年度

第1回

三木市国民健康保険運営協議会

令和6年8月29日

三木市健康福祉部 医療保険課

目 次

令和 5 年度 国民健康保険事業報告	1～8
令和 5 年度 国民健康保険特別会計決算見込み	9～10
令和 6 年度 国民健康保険事業状況	11～16
令和 6 年度 国民健康保険特別会計予算	17～18
別紙 1 (資料) 国民健康保険税率	19
別紙 2 (資料) 資格証明書等の様式 (案)	20～21
別紙 3 (資料) 健康チャレンジプログラム ～ヘルスアップコース～	22～23

令和5年度 国民健康保険事業報告

【制度の概要】

国民健康保険制度は、国民皆保険の基盤をなす制度として市民の健康の保持増進に重要な役割を果たしている。しかし、加入者の年齢構成が高いこと等から医療費が高額となる一方で所得水準が低い傾向にあり、保険税の負担が重いといった構造的な課題を抱え運営が不安定となっていた。このような課題に対応し国民健康保険制度の改善を図るため、国による財政支援が拡充されるとともに、平成30年度からは都道府県が市町とともに運営を担い、国民健康保険制度の安定化を図ることとなった。

しかし、三木市では、保険税収入の減少等の理由から平成30年度以降赤字が続いており、令和3年度まで4年連続で赤字となっていた。そのため、令和3年度に「三木市国民健康保険財政健全化計画」を策定し、令和4～6年度を計画期間として、税率改定を含めた国保財政健全化を進めてきた。その結果、令和4年度は5年振りの黒字決算となり、また令和5年度も黒字決算となった。

保健事業においても「三木市国民健康保険財政健全化計画」に基づき、特定健診受診率向上に向けた取組を進めている。

1 加入状況

(1) 三木市国民健康保険加入状況（各年度末時点）

（単位：世帯、人、％）

区分 年度	総数		保険加入者		加入率		（参考） 年度平均加入者	
	世帯数	人口	世帯数	被保険者数	世帯数	被保険者数	世帯数	被保険者数
R1	34,033	76,929	11,091	17,707	32.6	23.0	11,262	18,119
R2	34,242	76,121	10,974	17,276	32.0	22.7	11,119	17,631
R3	34,250	75,233	10,606	16,484	31.0	21.9	10,908	17,083
R4	34,459	74,411	10,132	15,526	29.4	20.9	10,428	16,134
R5	34,700	73,656	9,686	14,577	27.9	19.8	9,939	15,112

(2) 年齢別加入状況

令和6年3月末時点

区分	0～9	10～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～74	合計
加入者数	478	704	727	885	1,466	1,807	3,795	4,715	14,577
割合	3.3%	4.8%	5.0%	6.1%	10.0%	12.4%	26.0%	32.4%	100.0%

2 保険給付状況

(1) 負担割合

①義務教育就学前

8割 (保険者負担分)	2割 (自己負担)
----------------	--------------

②義務教育就学後～70歳未満

7割(保険者負担分)	3割 (自己負担)
------------	--------------

③70～74歳

8割又は7割 (保険者負担分)	2割又は3割負担 (自己負担)
--------------------	--------------------

(2) 高額療養費

被保険者が同一月内に受けた治療等で支払った一部負担金が、一定額を超えたときには、その差額について高額療養費を支給する。

(3) その他の給付

①出産育児一時金の給付

被保険者の出産に対して出産育児一時金を支給する。

1件当たり 500,000円 (R5.4.1～額改定)

※産科医療補償制度の対象とならない出産の場合は、

1件当たり 488,000円 (R5.4.1～額改定)

②葬祭費の支給

被保険者の死亡に対して葬祭費を支給する。

1件当たり 50,000円

3 財政状況

(1) 決算収支

令和5年度における決算状況

歳入総額	8,808,439,745 円
歳出総額	8,598,807,933 円
差引額	209,631,812 円

なお、令和5年度で歳入した交付金等のうち、事業金額の確定により、令和6年度に国や県に返還する分がある(31,480,037円)。上の差引額はその財源となるため、令和5年度の実質黒字額は、178,151,775円となる。この実質黒字額を基金に積み立てる(令和6年9月補正予算に計上)。

(国や県に返還すべき額の内訳)

- ・普通交付金(R6.2月受診分の額確定) 29,253,037円
- ・保険者努力支援交付金(ヘルスアップ事業分) 1,532,000円
- ・特定健診等負担金 628,000円
- ・社会保障・税番号制度システム整備費補助金 67,000円

(2) 三木市国民健康保険財政調整基金残高

令和4年度の黒字分を令和5年度予算に繰り越し、令和5年度の県への返還金分を差し引いた額を基金に積み立てた。

R4年度末基金残高	0 円
R5年度基金積立額	43,760,869 円
R5年度末基金残高	43,760,869 円

(3) 一般会計からの借入金残高

令和3年度に、累積赤字の解消のため、令和3年度末時点の累積赤字額の半額を一般会計から繰り入れ、残りの半額を一般会計から借り入れる処理を行った。

一般会計への返済は、令和7年度からであり、令和5年度中の返済はない。よって、借入金残高は借入額と同じである。

R4年度末借入金残高	189,352,232 円
R5年度返済額	0 円
R5年度末借入金残高	189,352,232 円

(4) 決算収支の推移

(単位：千円)

年度	収入	支出	差引
R1	9,206,437	9,403,844	△197,407
R2	8,956,088	9,241,734	△285,646
R3	9,374,723	9,374,723	0
R4	9,009,580	8,923,393	86,187
R5	8,808,440	8,598,808	209,632

4 三木市国民健康保険財政健全化計画の実行

(1) 令和5年度の取組み

- ・県の施策により、県基金や剰余金の一部を納付金財源として投入することとなったため、令和3年12月議会で議決された税率のまま令和5年度の国保税を賦課すると、収支均衡とならない見込となった。そのため、令和5年3月議会で、再度国保税率を改定し、その改定後の税率により国保税を賦課した。
- ・国保税の普通徴収の納期を、9期から10期に変更した。
- ・特定健診受診率向上のため、特定健診受診料を令和4年度に引き続き無料とした。
- ・口座振替率の向上のため、口座振替を利用していない世帯に対して、「国保税の口座振替によるお支払いのお願い」文書を送付した。
- ・令和4年度に引き続き、2年連続で国や県から解消を求められていた「赤字補てん目的の法定外繰入」を行うことなく、黒字決算となった。

(2) 令和6年度に向けて

- ・「兵庫県における保険料水準の統一に向けたロードマップ（R4.11月、兵庫県作成）」に県基金や剰余金を納付金財源として引き続き投入することが明記されたことにより、当初計画のままの税率で令和6年度の国保税の賦課を行った場合、収入超過となる見込となったため、税率を引き下げることとした。

（令和5年度第2回国民健康保険運営協議会に諮問した。）

<令和6年度の税率>

	基礎課税分(医療分)			後期高齢者支援金分			介護納付金課税分			合計		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
当初R6	9.1	38,500	26,000	3.0	12,000	8,000	2.8	14,000	7,500	14.9	64,500	41,500
改正R6	7.5	32,000	21,000	3.0	13,000	8,000	2.7	14,000	7,000	13.2	59,000	36,000
差	▲1.6	▲6,500	▲5,000	0	1,000	0	▲0.1	0	▲500	▲1.7	▲5,500	▲5,500

5 医療費の状況

(1) 国民健康保険医療費の推移

一人当たり医療費について、令和2年度は新型コロナウイルス感染症による受診控えがあったため大きく減少した。しかし、令和3年度以降は受診状況が通常に戻りつつあった。加えて、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が5類感染症への位置づけとなり、医療機関受診控えはほぼなくなったと考えられる。令和5年度は令和4年度と比較して102.4%の475,140円となっている。

医療費総額は、国保加入者数の減により、令和4年度より3億568万4千円減の71億8,031万円であった。

(単位：千円)

区分 年度	一 般	退 職	医療費総額
R1	(98.0%) 7,815,738	(14.3%) 3,708	(97.7%) 7,819,446
R2	(94.4%) 7,379,104	(0.1%) 2	(94.3%) 7,379,106
R3	(101.5%) 7,494,099	(0.0%) 0	(101.5%) 7,494,099
R4	(99.9%) 7,485,994	(0.0%) 0	(99.9%) 7,485,994
R5	(95.9%) 7,180,310	(0.0%) 0	(95.9%) 7,180,310

() 内は、対前年比

(2) 被保険者一人当たりの医療費

(単位：円)

区分 年度	一 般	退 職	医療費総額
R1	431,546	463,500	431,561
R2	418,530	0	418,530
R3	438,687	0	438,687
R4	463,989	0	463,989
R5	475,140	0	475,140
R4 R5	102.4%	0%	102.4%

6 保険税の状況

(1) 保険税収納状況（現年度分）全被保険者

区分 年度	保 険 税 収 納 額 (千円)	一世帯当たり 保険税収納額 (円)	一人当たり 税収納額 (円)	% 対前年比	% 収納率
R1	1,486,468	131,990	82,039	100.3	93.4
R2	1,452,322	130,616	82,373	100.4	94.3
R3	1,415,665	129,782	82,869	100.6	95.1
R4	1,566,986	150,267	97,123	117.2	94.3
R5	1,446,067	145,494	95,690	98.5	93.9

(2) 一人当たり保険税額（当初賦課時点）（単位：円、%）

区分 年度	R1	R2	R3	R4	R5
保険税額	86,164	86,990	86,328	101,592	99,807
前年度対比(%)	99.68	100.96	99.23	117.68	98.24

7 保健事業の状況

(1) 特定健診受診率（法定報告）

区分	対象者	受診者数	受診率		県平均 受診率
				順位	
R1	13,240人	3,842人	29.0%	39	34.1%
R2	13,004人	3,515人	27.0%	35	30.9%
R3	12,484人	3,984人	31.9%	32	33.0%
R4	11,506人	4,368人	38.0%	20	34.2%

(2) 特定保健指導実施率（法定報告）

区分	動機付け支援		積極的支援		実施率		県平均 実施率
	対象者	終了者数	対象者	終了者数		順位	
R1	418人	168人	102人	31人	38.3%	21	26.6%
R2	365人	170人	92人	35人	44.9%	12	26.8%
R3	465人	256人	90人	39人	53.2%	8	28.9%
R4	459人	159人	114人	41人	34.9%	23	30.0%

(3) 三木市町ぐるみ健診推進パートナーシップ協定

令和3年度から、町ぐるみ健診の受診率の向上をめざし、三木市とともに健診の普及・受診啓発活動に取り組んでいただける企業・団体を募集して『町ぐるみ健診推進パートナーシップ協定』を締結している。

本年度は、新たに1企業と協定を締結した。

企業・団体名	主な取組
グリコマニュファクチャリングジャパン株式会社兵庫工場	・ 特定健診の受診勧奨 ・ 健康イベントの開催等

<参考> 令和3年度・4年度に締結した企業・団体

第一生命保険株式会社明石支社、生活協同組合コープこうべ第4地区本部、兵庫ヤクルト販売株式会社、兵庫県厚生農業協同組合連合会、吉川町商工会、三木市薬剤師会、マックスパリュ西日本株式会社、株式会社ケーエスケー

(4) 多剤服薬者及び重複服薬者への保健指導

① 多剤服薬者

抽出条件：剤数7剤以上、処方日数9日以上、内服薬→427名を対象

② 重複服薬者

抽出条件：同一成分薬剤又は同種同効成分薬剤を2以上の医療機関から定期的に処方、内服・外用→46名を対象

※多剤服薬者・重複服薬者ともに通知文書を送付し、121名には電話による介入(保健指導)を行った。(抽出は「R5.1月～3月受診分」、効果検証は「R5.9月～11月受診分」で行った。)

※介入結果

多剤：検証時に引き続き国保加入であった415人中115名が解消

重複：検証時に引き続き国保加入であった44人中27名が解消

(5) 糖尿病性腎症重症化予防事業

①健診受診者で、空腹時血糖値126mg/dlもしくは随時血糖値200mg/dl以上で、かつ、尿蛋白(+)以上又はeGFR値60ml/分/1.73m²未満のいずれか又は両方に該当する者で医療機関未受診者(該当5名)、②治療中断者(該当3名)、令和4年度事業対象者(対象者4名(フォローアップ))に対し、保健指導等を行った。

(6) 生活習慣病予防事業(健診事後フォロー事業)

令和4年度集団健診の結果が「要医療」だが医療機関への受診が確認できない者に対し、電話や訪問により事後フォロー(保健指導)を行った。

対象者数は403名で、そのうち172名に電話等で保健指導を行うことができた。また403名中57名が医療機関の受診につながった。

8 その他給付の状況等

(1) 出産育児一時金・葬祭費

区分	件数	一件当たり(円)	支給額(円)
出産育児一時金	37	500,000(※)	17,594,701
葬 祭 費	95	50,000	4,750,000
合 計	132	—	22,344,701

※産科医療補償制度の適用がない場合は488,000円。また、令和5年3月31日以前の出産分は420,000円（産科医療補償制度の適用がない場合は408,000円）となる。

(2) 国保人間ドック施設利用助成

国保被保険者の疾病の早期発見、早期治療に役立てるため、人間ドック利用者に助成を行っている。

施設名	人間ドックの種類	助成金額	件数	支給額(円)
北播磨 総合医療センター	日帰りコース	24,000円	108	2,592,000
	1泊2日コース	40,000円	33	1,320,000
	脳ドック	12,000円	3	36,000
北播磨 総合医療センター 以外	日帰りコース	費用の1/2以内、 限度額 12,000円	56	672,000
	1泊2日コース	費用の1/2以内、 限度額 20,000円	3	60,000
	脳ドック	12,000円	0	0
合 計			203	4,680,000

(3) 傷病手当金

三木市国民健康保険の被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において、その療養のため労務に服することができなかった期間（一定の要件を満たした場合）に傷病手当金を支給した。

なお、新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日から5類感染症に位置付けられたことにより、同日以降の新型コロナウイルス感染症に感染又は感染が疑われる場合の傷病手当金の支給は終了した。

令和5年度支給実績 8件 216,830円

令和5年度 国民健康保険特別会計決算（歳入）

（単位：千円）

科 目		令和4年度		令和5年度		前年対比 (B) / (A)	
		決算額 (A)	構成比	決算額 (B)	構成比		
保 険 税	一般被保険者	1,626,113	18.1%	1,500,081	17.0%	92.2%	
	退職被保険者	1,351	0.0%	867	0.0%	64.2%	
	計	1,627,464	18.1%	1,500,948	17.0%	92.2%	
国庫補助金		271	0.0%	172	0.0%	63.5%	
県 補 助 金	普通交付金	6,445,549	71.5%	6,195,003	70.3%	96.1%	
	特別 交付 金	保険者努力支援分	30,464	0.3%	34,706	0.4%	113.9%
		特別調整交付金分	53,423	0.6%	58,463	0.6%	109.4%
		県繰入金2号分	158,284	1.8%	209,444	2.4%	132.3%
		特定健診負担金	18,652	0.2%	15,494	0.2%	83.1%
		小計	260,823	2.9%	318,107	3.6%	122.0%
	計	6,706,372	74.4%	6,513,110	73.9%	97.1%	
繰 入 金	一般会計繰入金（法定内）	625,367	7.0%	643,220	7.3%	102.9%	
	一般会計繰入金（法定外）	37,364	0.4%	37,272	0.4%	99.8%	
	一般会計繰入金（法定外・累積赤字解消分）	0	0.0%	0	0.0%	-	
	基金繰入金	0	0.0%	5,000	0.1%	皆増	
	計	662,731	7.4%	685,492	7.8%	103.4%	
繰越金		0	0.0%	86,187	1.0%	皆増	
その他の収入		12,742	0.1%	22,531	0.3%	176.8%	
市債		0	0.0%	0	0.0%	-	
合計		9,009,580	100.0%	8,808,440	100.0%	97.8%	

令和5年度 国民健康保険特別会計決算（歳出）

（単位：千円）

科 目			令和4年度		令和5年度		前年対比 (B) / (A)	
			決算額 (A)	構成比	決算額 (B)	構成比		
総 務 費			99,637	1.1%	108,095	1.3%	108.5%	
保 險 給 付 費	一 般 被 保 險 者	療養給付費	5,505,300	61.7%	5,275,750	61.3%	95.8%	
		療養費	42,737	0.5%	43,059	0.5%	100.8%	
		高額療養費	820,935	9.2%	809,176	9.4%	98.6%	
		出産育児諸費	15,116	0.2%	17,601	0.2%	116.4%	
		葬祭費	7,000	0.1%	4,750	0.1%	67.9%	
		移送費	0	0.0%	0	0.0%	-	
		結核医療附加金	6	0.0%	12	0.0%	200.0%	
		小計	6,391,094	71.7%	6,150,348	71.5%	96.2%	
	退 職 者 等 被 保 險 者	療養給付費・療養費	0	0.0%	0	0.0%	-	
		高額療養費	0	0.0%	0	0.0%	-	
		小計	0	0.0%	0	0.0%	-	
	審査支払手数料			16,080	0.2%	15,442	0.2%	96.0%
	傷病手当金			1,233	0.0%	217	0.0%	17.6%
	計			6,408,407	71.9%	6,166,007	71.7%	96.2%
国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金	医 療 費 分	一般分	1,600,972	17.9%	1,489,095	17.3%	93.0%	
		退職分	1,566	0.0%	754	0.0%	48.1%	
	者 後 支 援 金 分	一般分	507,633	5.7%	496,050	5.8%	97.7%	
		退職分	887	0.0%	321	0.0%	36.2%	
	介護納付金分		175,726	2.0%	169,820	2.0%	96.6%	
	計		2,286,784	25.6%	2,156,040	25.1%	94.3%	
保健事業費			63,072	0.7%	62,819	0.7%	99.6%	
積立金			0	0.0%	43,761	0.5%	皆増	
その他の支出（返還金等）			65,494	0.7%	62,086	0.7%	94.8%	
前年度繰上充用金			0	0.0%	0	0.0%	-	
合 計			8,923,394	100.0%	8,598,808	100.0%	96.4%	

令和6年度 国民健康保険事業状況

平成30年度の制度改正により、兵庫県が共同保険者となったことに伴い、財政ルールが変更され、県全体で国保事業を運営するために必要な費用を算出し、それを各市町の加入者数や所得などを勘案して納める「納付金」の支払いが必要となっている。

平成30年度以降、赤字決算が続いていたため、令和3年度に三木市国民健康保険財政健全化計画を策定した。計画に基づき事業を実施していった結果、令和5年度は令和4年度に引き続き2年連続で黒字決算となった。しかし、国保を取り巻く環境は、団塊世代の方の75歳年齢到達による後期高齢者医療制度への移行、本年10月からの更なる社会保険加入要件緩和による国保被保険者数の減、社会経済情勢による被保険者の所得額への影響などにより、まだまだ不安定な状況が続いている。国民健康保険財政健全化計画期間は令和4年度から6年度であり、今年度は計画の最終年度となる。計画に基づき、引き続き着実に財政健全化を進めていく。

保健事業では、被保険者の健康増進のため、特定健診・特定保健指導の受診率向上に取り組む。今年度も特定健診受診料は無料とし、受診しやすい環境整備に努めると共に、未受診者に対する受診勧奨を積極的に行う。

1 三木市国民健康保険財政健全化計画の実行

(1) 賦課税率

令和6年3月議会で議決された三木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例に基づき、令和6年度は次の税率で賦課を行った。

(※令和6年6月12日当初賦課通知発送、普通徴収納期は10期)

	基礎課税分(医療分)			後期高齢者支援金分			介護納付金課税分			合計		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
参考R5	7.2	31,000	20,000	2.9	12,000	8,000	2.7	14,000	7,000	12.8	57,000	35,000
参考R6 計画時点	9.1	38,500	26,000	3.0	12,000	8,000	2.8	14,000	7,500	14.9	64,500	41,500
R6	7.5	32,000	21,000	3.0	13,000	8,000	2.7	14,000	7,000	13.2	59,000	36,000

令和3年12月議会で、令和4年度から令和6年度までの国保税率を定める国民健康保険税条例の一部改正について議決された。しかし、県が納付金財源として、県基金や剰余金の一部を取り崩すなど、計画策定時点では想定していなかった県施策により、昨年度に引き続き、令和6年度国保税についても既に議決された税率のまま賦課した場合、収入超過となる見込みとなった。そのため、令和5年度第2回三木市国民健康保険運営協議会に令和6年度税率について諮問し、答申を得て、令和6年3月議会にて税率改定が議決された。

(2) 納税環境の整備

令和3年度までは、保険税の普通徴収の納期回数は8回（7月～翌2月の毎月）、令和4年度は9回（7月～翌3月の毎月）であったものを、令和5年度からは10回（6月～翌3月の毎月）に増やし、1回あたりの納税額の平準化を図っている。

(3) 収納率向上対策

収納率を向上させるために、普通徴収世帯の口座振替を推進していく。

(4) 特定健診受診率の向上対策

県補助金をより多く獲得するために、特定健診受診率の更なる向上をめざす。令和4年度は三木市国保加入者の特定健診受診料を無料としたこともあり、過去最高の受診率となり、初めて県平均そして全国平均を上回った。令和5年度も令和4年度と同水準となる見込である。今年度も引き続き国保加入者の特定健診受診料は無料とするほか、未受診者に対しては、ハガキや電話等による勧奨を行い、受診に繋げていく。

2 医療費適正化対策の推進

(1) 診療報酬明細書の点検強化・年間の縦覧点検

- ア 被保険者資格の点検及び内容点検
- イ 第三者行為事故にかかる求償事務の徹底

(2) 医療費通知の送付

- | | |
|------|--|
| 通知回数 | 年間6回（年間を通して） |
| 通知項目 | 受診者氏名、診療月、医療区分（入院、通院、歯科、薬局）、診療日数、医療費の額、医療機関名 |

- (3) ジェネリック医薬品利用促進
 - ア ジェネリック医薬品差額通知の実施
通知回数 年間3回
 - イ ジェネリック医薬品使用促進「保険証ケース」の配布
国民健康保険証年次更新時（7月中旬）に保険証と共に送付
- (4) 被保険者資格適用の適正化
他保険と重複している人の調査及び指導
- (5) 重複服薬者及び多剤服薬者への通知を送付
同一成分薬剤又は同種同効薬剤を2以上の医療機関から定期的に処方されている方や、連続して2以上の医療機関で処方されている重複・多剤該当者に通知の送付、電話や訪問による保健指導を行う。

3 国民健康保険税収納率向上対策の推進

- (1) 収納率向上対策事業
 - ア 普通徴収の口座振替率向上対策の強化
 - イ 被保険者への納税指導の徹底
 - ウ ペイジー口座振替サービスの推進
 - エ コンビニ収納の推進
 - オ キャッシュレス決済の推進
- (2) 納期内納付の推進
 - ア 被保険者証更新時の納付相談、納税指導の強化
 - イ 市広報誌「広報みき」、エフエム三木の活用
- (3) 滞納整理
 - ア 差押え等滞納処分の強化
 - イ 所得無申告世帯に対する申告指導（被保険者証更新前）
 - ウ 短期証・資格証の発行
 - エ 差押物品のインターネット公売
 - オ 差押不動産の公売
- (4) 納税環境の整備
保険税の普通徴収の納期回数を増やし、1期当たりの納税額の平準化を図る。
 - ア 令和5年度～ 10期（6～3月の毎月）

4 保健事業の充実強化

(1) 一般保健予防事業

健診等の受診勧奨、健康教室を開催するなど、健康教育、予防活動を実施する。

(2) 特定健康診査・特定保健指導事業

40歳～74歳の国保加入者を対象に、メタボリックシンドロームに着目した特定健診と特定保健指導を実施し、生活習慣病の有病者と予備群の減少をめざす。

令和4年度からは三木市国保加入者の特定健診受診料を無料とすることで受診しやすい環境を整えた。また今年度の新規取組で、受診インセンティブとして10月末までに集団健診で特定健診を受診した方には、3月末頃に健診結果に基づいた「健康年齢通知」を送付する。

未受診者に対しては、勧奨はがきを送付するとともに、電話による受診勧奨を行う。加えて、若年層への受診勧奨としてSMSによる受診勧奨を実施する。「定期的に病院に行っている」という理由で受診しない国保加入者も多いことから、令和2年度から実施している「みなし健診」を引き続き実施する。

また、健康増進課と連携して特定保健指導を充実させ、生活習慣病の予防等を行う。

(3) 町ぐるみ健診推進パートナーシップ協定

三木市とともに健診の普及及び受診啓発活動に取り組んでいただけの企業・団体を募集して『町ぐるみ健診推進パートナーシップ協定』を締結し、町ぐるみ健診の受診率の向上をめざす。

【取組例】

- ・受診啓発リーフレットの配架・配布
- ・国保加入者である従業員の健診結果に係る情報提供
- ・健診会場における協賛品の提供
- ・オンラインセミナー

令和6年5月19日（日）には、令和5年度に引き続き、市と協定締結企業で、健康コラボイベント「みっきい☆健康ミニフェスタ」をコープ志染店で実施した。

(4) 健診受診後のフォロー事業

町ぐるみ健診受診後、要医療等となっているにも関わらず医療機関を受診していない者に対して、健診結果に応じた医療機関受診勧奨通知を送付し、必要に応じて電話等により保健指導を行う。

(5) 人間ドック助成事業

病気の早期発見・早期治療を目的として、人間ドックや脳ドックの施設利用助成をPRし、利用促進に努める。

(6) 糖尿病性腎症重症化予防事業

特定健診の結果等から対象者を抽出し、かかりつけ医と連携し、重症化を予防するため保健指導を行う。

(7) 健康チャレンジプログラム（ヘルスアップコース）事業

【令和6年度の新規事業】メタボリックシンドロームをはじめとした高血圧症などの生活習慣病の発症予防と重症化予防に重点的に取り組むため、短期集中でメディカルチェックに基づいた成果の見える保健事業を行う。（詳細は別紙3を参照）

(8) みっきい☆健康アプリ事業

本アプリを活用した健康づくりを推進していく。アプリを広く周知し、利用してもらうために、5名以上のグループで場所を提供してもらえる場合は、出張サポートを行う。

(9) みっきい☆シニア健康サポート事業

年齢による切れ目のない保健事業の展開を図り、本人の特性や状況に応じたフレイル予防を行うことで、健康寿命の延伸を図り、高齢者が住み慣れた地域において自立した生活が送れるよう、疾病予防の観点からきめ細やかな支援を行う。

5 健康保険証の廃止

本年12月2日に健康保険証の新規発行が廃止となる。健康保険証廃止に向けた事務手順（予定）は次のとおり。

(1) 令和6年7月：国民健康保険証の一斉更新

令和6年8月1日から令和7年7月31日（一部例外あり）を有効期間とした三木市国民健康保険証を発行した。その際、保険証台紙に、紐づけされているマイナンバーの一部（下4桁）を記載し、ご自身でも紐づけ誤りがないかどうかを確認できるようにした。

なお、廃止日以前に発行された国保保険証は、保険証に記載されている有効期限まで使用することができる。

(2) 令和6年12月2日以降：新規国民健康保険証の発行廃止

廃止日以降は、新規国保加入や保険証紛失等いかなる理由であっても保険証は発行できない。保険証の代わりに、マイナ保険証を保有していない者には「資格確認書」を発行し、マイナ保険証を保有している者には「資格情報のお知らせ」を発行する。

※資格確認書の有効期限は現行保険証と同じ1年となる（期限は毎年7月末）。

- (3) 令和7年7月：「資格証明書」「資格情報のお知らせ」の発行
 マイナ保険証を保有していない者には、令和6年8月1日から
 使用できる「資格確認書」を発行する。マイナ保険証を保有して
 いる者には「資格情報のお知らせ」を発行する。

6 その他

- (1) 課税限度額の変更（令和6年3月議会で条例改正済）

	医療分	後期分	介護分
令和5年度	65万円	22万円	17万円
令和6年度	改正なし	<u>24万円</u>	改正なし

- (2) 国民健康保険税の減額の対象となる所得基準の変更

（令和6年3月議会で条例改正済）

区分	現行	改正後
7割軽減	43万円 +10万円×(給与所得者等の数-1)	改正なし
5割軽減	43万円 +10万円×(給与所得者等の数-1) + <u>29万円</u> ×被保険者数	43万円 +10万円×(給与所得者等の数-1) + <u>29万5千円</u> ×被保険者数
2割軽減	43万円 +10万円×(給与所得者等の数-1) + <u>53万5千円</u> ×被保険者数	43万円 +10万円×(給与所得者等の数-1) + <u>54万5千円</u> ×被保険者数

- (3) マイナ保険証の普及啓発

本年12月2日から保険証の新規発行が廃止となるため、本年
 7月の保険証一斉更新時にリーフレットを同封し、周知を行った。

- (4) 令和9年度からの兵庫県国保税率の統一に向けて

兵庫県では、令和9年度に、現在県が市町ごとに示している標
 準保険税率を統一し、3年間を移行期間として、令和12年度に、
 県内の保険税率が完全統一となるようスケジュールを示している。

一方で、市町が提供するサービス水準（保険税の減免、保健事
 業等）は、市町によって異なっているため、サービス水準の標準
 化を行う必要がある。現在、県・市町担当者で議論が行われてお
 り、令和9年度までに一定の結論が出る予定である。

令和6年度 国民健康保険特別会計予算（歳入）

（単位：千円）

科 目		令和5年度		令和6年度		前年対比 (B) / (A)	
		当初予算額 (A)	構成比	当初予算額 (B)	構成比		
保 険 税	一般被保険者	1,555,153	18.0%	-	-	-	
	退職被保険者	902	0.0%	-	-	-	
	計	1,556,055	18.0%	1,480,670	17.9%	95.2%	
県 補 助 金	普通交付金	6,263,220	72.3%	5,917,979	71.3%	94.5%	
	特別 交付 金	保険者努力支援分	35,007	0.4%	40,560	0.5%	115.9%
		特別調整交付金分	13,767	0.1%	44,140	0.5%	320.6%
		県繰入金2号分	131,390	1.5%	139,519	1.7%	106.2%
		特定健診負担金	17,038	0.2%	14,388	0.2%	84.4%
		小計	197,202	2.2%	238,607	2.9%	121.0%
計	6,460,422	74.5%	6,156,586	74.2%	95.3%		
繰 入 金	一般会計繰入金（法定内）	583,238	6.8%	605,086	7.3%	103.7%	
	一般会計繰入金（法定外）	46,176	0.5%	37,710	0.4%	81.7%	
	財政調整基金繰入金	1	0.0%	1	0.0%	100.0%	
	計	629,415	7.3%	642,797	7.7%	102.1%	
繰 越 金	1	0.0%	1	0.0%	100.0%		
その他の収入	21,107	0.2%	18,946	0.2%	89.8%		
合計	8,667,000	100.0%	8,299,000	100.0%	95.8%		

令和6年度 国民健康保険特別会計当初予算（歳出）

（単位：千円）

科 目		令和5年度		令和6年度		前年対比 (B) / (A)	
		当初予算額 (A)	構成比	当初予算額 (B)	構成比		
総 務 費		116,383	1.3%	123,814	1.5%	106.4%	
保 険 給 付 費	療養給付費	5,377,206	62.0%	5,050,055	60.8%	93.9%	
	療養費	44,560	0.5%	43,305	0.5%	97.2%	
	高額療養費	798,194	9.2%	782,121	9.4%	98.0%	
	出産育児諸費	22,510	0.3%	22,510	0.3%	100.0%	
	葬祭費	5,500	0.1%	5,500	0.1%	100.0%	
	移送費	20	0.0%	20	0.0%	100.0%	
	結核医療附加金	660	0.0%	50	0.0%	7.6%	
	審査支払手数料	15,458	0.2%	14,696	0.2%	95.1%	
	傷病手当金	2,100	0.0%	0	0.0%	皆減	
	計		6,266,208	72.3%	5,918,257	71.3%	94.4%
国民健康 保険事業 費納付 金	医 療 費 分	一般分	1,489,096	17.2%	-	-	-
		退職分	754	0.0%	-	-	-
		小計	1,489,850	17.2%	1,467,312	17.7%	98.5%
	後 援 金 等 分 者 支	一般分	496,051	5.7%	-	-	-
		退職分	322	0.0%	-	-	-
		小計	496,373	5.7%	496,384	6.0%	100.0%
	介護納付金分		169,820	2.0%	169,182	2.0%	99.6%
	計		2,156,043	24.9%	2,132,878	25.7%	98.9%
	保健事業費		85,834	1.0%	82,049	1.0%	95.6%
	その他の支出（返還金等）		42,532	0.5%	42,002	0.5%	98.8%
前年度繰上充用金		0	0.0%	0	0.0%	-	
合計		8,667,000	100.0%	8,299,000	100.0%	95.8%	

国民健康保険税

項目	平成29年度			平成30年度			令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	三木市	標準保険 税率	比較	三木市	標準保険 税率	比較	三木市	標準保険 税率	比較	三木市	標準保険 税率	比較	三木市	標準保険 税率	比較
基礎課税分	所得割	5.90%	△ 0.63%	6.50%	7.54%	△ 1.04%	6.50%	8.22%	△ 1.72%	6.50%	8.06%	△ 1.56%	6.50%	8.06%	△ 1.56%
	均等割	24,000	△ 3,722	25,000	30,703	△ 5,703	25,000	33,861	△ 8,861	25,000	33,314	△ 8,314	25,000	33,314	△ 8,314
	平等割	19,500	△ 195	20,000	21,588	△ 1,588	20,000	23,397	△ 3,397	20,000	22,908	△ 2,908	20,000	22,908	△ 2,908
後期高齢者支援金分	賦課限度額	54万円	0	58万円	61万円	0	61万円	63万円	0	63万円	63万円	0	63万円	63万円	0
	所得割	2.10%	△ 0.30%	2.30%	2.71%	△ 0.41%	2.30%	2.75%	△ 0.45%	2.30%	2.81%	△ 0.51%	2.30%	2.81%	△ 0.51%
	均等割	7,500	△ 1,508	9,000	10,999	△ 1,999	9,000	11,164	△ 2,164	9,000	11,328	△ 2,328	9,000	11,328	△ 2,328
介護納付金分	平等割	6,000	△ 388	7,000	7,734	△ 734	7,000	7,714	△ 714	7,000	7,790	△ 790	7,000	7,790	△ 790
	賦課限度額	19万円	0	19万円	19万円	0	19万円	19万円	0	19万円	19万円	0	19万円	19万円	0
	所得割	1.60%	△ 0.26%	2.00%	2.57%	△ 0.57%	2.00%	2.48%	△ 0.48%	2.00%	2.56%	△ 0.56%	2.00%	2.56%	△ 0.56%
合計	均等割	7,000	△ 3,743	8,000	13,401	△ 5,401	8,000	12,889	△ 4,889	8,000	13,011	△ 5,011	8,000	13,011	△ 5,011
	平等割	5,500	499	6,000	6,258	△ 258	6,000	6,477	△ 477	6,000	6,595	△ 595	6,000	6,595	△ 595
	賦課限度額	16万円	0	16万円	16万円	0	16万円	17万円	0	17万円	17万円	0	17万円	17万円	0
合計	所得割	9.60%	△ 1.19%	10.80%	12.82%	△ 2.02%	10.80%	13.45%	△ 2.65%	10.80%	13.43%	△ 2.63%	10.80%	13.43%	△ 2.63%
	均等割	38,500	△ 8,973	42,000	55,103	△ 13,103	42,000	57,914	△ 15,914	42,000	57,653	△ 15,653	42,000	57,653	△ 15,653
	平等割	31,000	△ 84	33,000	35,580	△ 2,580	33,000	37,588	△ 4,588	33,000	37,293	△ 4,293	33,000	37,293	△ 4,293

項目	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	三木市	標準保険 税率	比較	三木市	標準保険 税率	比較	三木市	標準保険 税率	比較
基礎課税分	所得割	7.60%	0.35%	7.20%	7.14%	0.06%	7.50%	7.51%	△ 0.01%
	均等割	31,000	△ 305	31,000	30,906	94	32,000	31,935	65
	平等割	23,000	2,620	20,000	20,025	△ 25	21,000	20,930	70
後期高齢者支援金分	賦課限度額	65万円	0	65万円	65万円	0	65万円	65万円	0
	所得割	2.60%	△ 0.07%	2.90%	2.81%	0.09%	3.00%	3.01%	△ 0.01%
	均等割	10,000	△ 1,188	12,000	11,811	189	13,000	12,492	508
介護納付金分	平等割	7,500	216	8,000	7,653	347	8,000	8,187	△ 187
	賦課限度額	20万円	0	22万円	22万円	0	24万円	24万円	0
	所得割	2.30%	△ 0.33%	2.70%	2.64%	0.06%	2.70%	2.71%	△ 0.01%
合計	均等割	11,000	△ 2,556	14,000	13,845	155	14,000	13,972	28
	平等割	6,500	△ 231	7,000	6,757	243	7,000	6,999	1
	賦課限度額	17万円	0	17万円	17万円	0	17万円	17万円	0
合計	所得割	12.50%	△ 0.05%	12.80%	12.59%	0.21%	13.20%	13.23%	△ 0.03%
	均等割	52,000	△ 4,049	57,000	56,562	438	59,000	58,399	601
	平等割	37,000	2,605	35,000	34,435	565	36,000	36,116	△ 116

【資格確認書】（カード型）

（表 面）

〇〇都道府県	有効期限	年	月	日
国民健康保険	発効期日	年	月	日
資格確認書				
記号	番号	(枝番)		
氏名	性別			
生年月日	年	月	日	負担割合
適用開始年月日	年	月	日	割
交付年月日	年	月	日	
世帯主氏名				
住所				
保険者番号				
交付者名				印

（裏 面）

備 考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球 】

〔特記欄：〕

署名年月日：_____年_____月_____日

本人署名（自筆）：_____ 家族署名（自筆）：_____

【資格情報のお知らせ】(A4用紙)

資格情報のお知らせ

(交付者名)
(保険者番号)

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	000	番号	00000000 (枝番) 00
氏名	佐藤 太郎		
フリガナ	サトウ タロウ		
負担割合 (70歳以上のみ記載)	〇割		
適用開始年月日	平成〇年〇月〇日		
交付年月日	令和〇年〇月〇日		

※ 70歳以上の場合、負担割合のほか、有効期限、有効期日を記載。(下部の切り取り箇所も同様)

スマートフォンをお持ちの方は、以下の QR コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

— マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら —



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます(スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます)。

下部を切り取ってご利用いただくこともできます
(このお知らせのみでは受診できません)

資格情報のお知らせ	
令和〇年〇月〇日発行	
(交付者名)	
(保険者番号)	
記号 000	番号 00000000 (枝番) 00
氏名	佐藤 太郎
負担割合	〇割 (70歳以上のみ記載)
受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です	

令和6年度新規事業

健康チャレンジプログラム～ヘルスアップコース～

【目的】

メタボリックシンドロームや高血圧症などの生活習慣病を予防するため、食生活の改善や定期的な運動習慣の定着を促し、生活習慣病の発症予防および重症化予防につなげる。

【対象者】16～74歳までの三木市民で、以下のいずれかの条件に該当し、運動制限のない人

- ・特定健診等を受診した結果、メタボリックシンドロームのリスクがある人
- ・特定健診等を受診した結果、高血圧区分（血圧分類Ⅰ度）に該当する人
- ・その他、特定健診等受診者のうち、生活習慣病予防のための運動指導が必要と認められる人

【実施期間・人数等】令和6年9月開始予定

1クール3か月間とし、1クール約15名の設定

※国保加入者は、無料で参加できます。

【実施内容】

初回教室時に、体力測定結果や問診結果などから個々の目標を設定し、専門職の支援を受けながら生活習慣の改善に集中的に取り組むプログラムを提供する。

【スケジュール】

本気で取り組む3か月間

「健康チャレンジプログラム」でメタボ改善してみませんか？

日時		日程とプログラム		スタッフ
初回 9/2 (月)	10:00～11:00	問診	現在の状況確認	保健師・運動指導士等
		体力測定	実践	
	11:00～11:20	講義	歩き方指導 機械利用方法指導	
	11:20～12:00	結果説明	個々に合わせた内容指導	
希望	月 日	個別相談日		保健師・栄養士
希望	月 日	個別相談日		保健師・栄養士
3か月間	好きな時に好きなだけ、自主トレーニングができます。			運動指導員 (週2回2時間程度)
最終日 12/3 (火)	10:00～12:00	体力測定	実践	保健師・運動指導士等
		評価	個々に合わせた内容指導	

めざせ
ヘルスアップ!



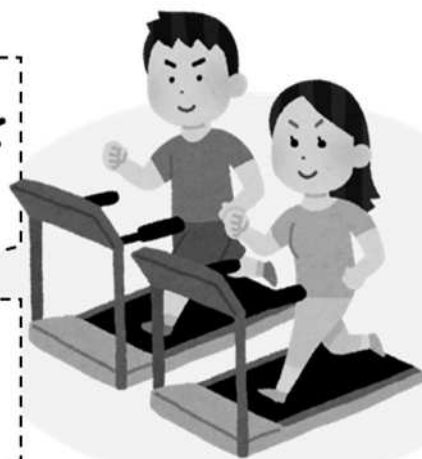
「メタボリック・シンドローム」
とは…

内臓肥満に高血圧・脂質異常・高血糖などが合わさった状態のことを言います。放置しておくと、動脈硬化の進行や心臓病・脳卒中・糖尿病合併症などの発症、重症化を招きやすくなります。

早めの予防で生活習慣を
改善しましょう!

まずは3か月の
運動プログラムから!

スケジュールは
裏面へ!



生活改善に挑戦してみませんか?

健康チャレンジプログラム

お問い合わせ

健康増進課

三木市大塚1丁目6番40号

TEL 0794-86-0900

FAX 0794-86-0904